

自己破産または個人再生をご依頼頂いたお客様へ

当事務所で自己破産や個人再生の手続きをされる方を対象に、特に気を付けていただきたいことをまとめています。下記記載の事項をご確認頂き、手続きにご協力下さいますようお願い致します。

ご依頼後、お客様にお願いする手続き

債権者について

- ご依頼頂いた時点で、新たな借入はしないようにしてください。
- 報告し忘れていた借入先（＝債権者）があれば、直ちにお知らせください。
- 債権者から連絡があれば、弁護士に依頼しているとして、対応はこちらにお任せ下さい。

クレジットカードについて

- ご依頼後のカードの使用も借入となりますので、カードは当職へお預け下さい。
- 自動引き落としにしているものがあれば、現金払いにするなどの支払い手続きを変更して下さい。
- カードで購入した高額の商品は債権者から返還の要請がくる場合があります。ご依頼頂いた後に売ってしまうなどがないよう、確保しておいて下さい。

借入のある金融機関の口座について

- 受任通知が届くと口座が凍結され、入出金できなくなります。口座に残高がある場合は、予め出金して残高0にして下さい。
- 口座に何らかの入金があれば、銀行が相殺処理（返済金に充当）をする可能性があります。給料の振込口座になっている場合は、借入のない金融機関に口座を変更して下さい。同一の金融機関だと相殺されますので、全く別の金融機関を指定して下さい。
- 光熱費や保険料等を自動振替で支払いをしている場合は、引き落としができなくなります。他の金融機関に変更するか、保証会社の代位弁済（保証会社が債務者に代わって支払うこと）が終わるまで（2～3ヶ月間）、現金で支払うようにして下さい。
ただし、保証会社の代位弁済後、普通預金口座が通常通り使えるようになる金融機関と、強制解約される金融機関があります。

保険について

- 自己破産と個人再生の場合も、保険は基本的に解約する必要はありません。
- 保険を解約したときに戻ってくるお金（＝解約返戻金）の現在の見込額を保険会社に試算してもらい、その証明書を取得して下さい。
- 過去2年間の保険契約も裁判所に報告する必要がありますので、証書や解約返戻金証明

書が残っていないか、確認して下さい。

車について

- ローン中の車は基本的に債権者が引き上げます。引き上げ方法の指示があるまで、処分しないようにして下さい。

家計収支表の作成について

- ご依頼頂いた月から申立に至るまで、家計簿の作成をお願いします。
- 水道光熱費、電話代などの支払った領収書などは残しておくようにして下さい。
- 普段の食品や生活用品を購入した際のレシートは特段提出の必要はありません。
- 裁判所のチェックを受けることを前提に、その月に特別な支出があれば領収書は残しておくようにして下さい。

税金について

- 税金と社会保険料については、個人の場合、債務整理手続きで支払が免除されることはありません。
- 滞納がある場合は、役所の窓口で分割払いの相談に行くようにして下さい（個人再生の場合は、役所との交渉結果を裁判所に報告する必要があります）。

その他

- 手続前・手続中を問わず、本件の処理に関してお客様の協力が得られなかったとき、事前の報告なしに連絡が付かなくなったとき、著しい不信行為があったときは、場合によっては委任契約を解除いたします。
- 債権者や裁判所に迷惑をかけることにならないよう、手続きにご協力ください。

申立に必要な書類

戸籍謄本(再生手続きの方のみ)

- 発行日が申立前3ヶ月以内

住民票

- 発行日が申立前3ヶ月以内
- 世帯全員の記載があるもので、本籍地、続柄に省略のないものを取得

！注意！

世帯全員のものでないもの、続柄欄や本籍欄が省略されたものを提出される例が散見されます（普通に請求すると省略したものが出てきます）。

- 外国人登録原票記載事項証明書の場合は、国籍、氏名、生年月日、居住地、世帯主の氏名とその続柄、家族事項（世帯構成員）の記載のあるもの

賃貸借契約書(賃貸借物件に居住の方のみ)

- 友人または親族の賃借マンションに無償で居住している場合は、その人名義の賃貸借契約書と、同人作成の居住証明書を提出
- 親族所有の不動産に居住している場合は、その不動産の土地・建物の登記簿謄本

商業登記簿謄本(会社代表者の方のみ)

- 会社の商業登記簿謄本（発行が3か月以内の履歴事項全部証明書）

預貯金通帳・証書

- 提出前に必ず記帳（申立前2週間以内に記帳したものが必要）

！注意！

最新の状態を確認するため、必ず記帳してください。

- 過去1年分の通帳写し→なければ取引明細を金融機関にて取得
- 「まとめ記帳」「一括記帳」の記載があるものは、その間の取引履歴
- 残高がマイナスの口座も要提出
- 通帳は原則、原本を預けて下さい
 - 原本を預けたく無い場合は、下記の写しを提出（もしくは当方でコピーします）
 - ①表紙
 - ②表紙をめくった支店・口座番号記載のあるページ
 - ③記帳（使用）部分の全部のページ
 - ④定期や積立のページ（していなくても）

- 光熱費が第三者名義の口座から引落しされている場合は、その通帳等の写し（取引履歴のない定期部分も含む） → 第三者が提出を拒否した場合は、請求書や明細書の写し

保険(共済)証券, 解約返戻金(見込)額が分かる書類

- 現在加入の分と、過去2年以内に加入していた分の証券
- 解約返戻金の見込額がある場合と否とにかかわらず、見込額についての証明書。解約したものについては、その金額がわかる証明書

退職金(見込)額が分かる書類等(勤続5年以上の方のみ)

- 勤務先の退職金(見込)額証明書
- 提出が困難である場合は、退職金支給規程と計算書
- 上記いずれも提出ができない場合には、提出できない理由及び退職金支給の有無に関する説明を記載した書面を別途作成・提出してください

登記簿謄本等(現在または過去2年以内に不動産を所有していた方のみ)

- 共同担保目録付きの登記簿謄本

！注意！

共同担保が設定されている・いないにかかわらず、共同担保目録付きの不動産登記簿を取得してください（普通に請求すると省略したものが出てきます）。

- 不動産の固定資産評価証明書
- 抵当権等の被担保債権残額が分かる書類
- 不動産の固定資産評価額と被担保債権残額によっては、不動産査定書
- 過去2年以内に所有不動産を処分した場合、処分にかかる契約書、用途に関する領収証等

車検証(自動車を保有している方のみ)

- 保有している自動車が初年度登録から7年以内の場合又は新車時の車両本体価格が300万円以上の場合は、業者の査定書、または車両の時価評価額が分かる資料

源泉徴収票, 課税(非課税)証明書(本人と配偶者分が必要)

- 直近2年分の源泉徴収票
→無い場合は課税(非課税)証明書直近2年分
(市区町村発行のもので基礎控除, 保険料控除等の記載のあるもの)

！注意！

課税証明書取得の際、「〇〇年度」と「〇〇年分」で混同される方が多々見られます。

《例えば・・・》

「令和4年度」の証明とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの所得

の内容が記載されたもの。

「令和4年分」とは令和4年1月1日から令和4年12月31日までの所得の内容が記載されたものになります。

提出機関により〇〇年度所得証明書と書いていたり、〇〇年分所得証明書と書いていたりするので、申請する際にはご注意ください。

公的手当(本人と配偶者分が必要)

- 生活保護・公的年金・失業保険・児童手当などを取得している場合、現在の取得額がわかるもの ex.年金振込ハガキ、振込先口座の写しなど

給与明細書(本人と配偶者分が必要)

- 直近2か月分
- 申立前に給与があればその明細
- 給与明細に「積立」や「掛金」の記載がある場合は、現在の積立額の証明書

元帳、確定申告書、決算書等

- 現在個人事業者である、又は申立前6か月以内に個人事業者であった場合、申立直前2期分の確定申告書、決算書(又は貸借対照表・損益計算書)

差押決定、滞納処分差押通知

- 債務名義等に基づいて給料等の差押えがされている場合のみ

診断書

- 精神的又は身体的な障害が破産に至る主要な要因である場合、又は申立人が現在、病氣療養中である場合のみ

家計収支表

- 世帯全員の家計で、直近2か月分を記載
- カッコが記載されている項目は、何のお金なのかを必ず記載

！注意！

カッコ内の記載がないことが多々見られます。

- 家計収支表の裏付け資料(電気代の明細等)

！注意！

電気代など「9月分電気代」を10月に支払っていけば、それは10月の支出になります。家計収支表は実際の収支を記載するようにして下さい。

〒604-8152

京都市中京区烏丸通錦小路上儿手洗水町 659 番地

烏丸中央ビル 8 階

四条法律事務所

弁護士 若宮 隆幸

弁護士 内村 和朝

弁護士 櫻井 俊輔

TEL 075-231-1014 FAX 075-231-1018

<http://shijo-law.com/>